

諮問庁：公正取引委員会委員長

諮問日：令和3年7月16日（令和3年（行個）諮問第118号）

答申日：令和4年2月24日（令和3年度（行個）答申第147号）

事件名：本人に対する特定文書番号の通知に関する文書の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の（2）及び（3）に掲げる文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、令和3年5月20日付け公審第314号により公正取引委員会事務総局審査局長（以下「処分庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）を取り消し、公正取引委員会内での違法な行政の運営が是正されることを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

公審第313号・第314号事案

第一に、

本件各決定の理由では、請求人による疎明資料等に基づく各請求の理由に対する対等な理由が付されていない点につき、明らかにいずれも合理的理由なき処分は審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れないから、日本国憲法13条に基づく幸福追求権に該当する「知る権利」を侵害した違憲行為は法的に無効と抗議する。

第二に、

本件各決定の理由では、請求人による疎明資料等に基づく各請求の理由に対する客観的な事実と異なる点につき、明らかにいずれも保有個人情報の利用に関して開示請求人本人の利益だけでなく、現在及び将来的にも個人情報を管理する行政における社会法益にも著しい矛盾が生じる

審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れないから、日本国憲法13条に基づく幸福追求権に該当する「正す権利」を侵害した違憲行為は法的に無効と抗議する。

補足として、

本件各決定では、あたかも請求人による独占禁止法2条9項一般指定14項違反、同法19条違反が確認できないかのよう装っては、既に日本銀行による一連の量的質的金融緩和政策に付随する日本銀行の自国長期国債保有率は特定年月日C末日時点で長期日本国債発行残高〇%に至っており、本件独占禁止法違反の契約内容は、公知の事実である特定年月日D付け特定新聞夕刊一面によれば、「日本銀行は〇日の金融政策決定会合で、世の中に出回るお金の量を対象に金融政策を行う新たな「量的緩和」の導入を柱とした「量的・質的金融緩和」を行うことを決めた。日銀が国債などの多様な質の資産を積極的に買い入れることで、資金供給量（マネタリーベース）を〇年間で〇倍に拡大し、〇%のインフレ（物価上昇率）目標達成を目指す。」とするものであったが、その後、特定年月日E付け特定新聞夕刊一面によれば、「日本銀行は〇日の金融政策決定会合で、追加の金融緩和策を賛成多数で決めた。民間金融機関が日銀の当座預金に一定以上のお金を預けた時に金利がマイナスとなって手数料を払う「マイナス金利政策」を日銀として初めて導入する。〇月〇日から実施する。あらゆる金融政策を駆使し、デフレ脱却と景気の下支えを目指す方針を鮮明にした。」ものであり、民間金融機関の商慣習によれば、利潤最大化を図る経営方針が採られるものの、日本銀行と日本国内の民間金融機関における量的質的金融緩和政策に基づく国債売買は、通常、会計上の資産勘定間で相共に取引されるべき所、日本銀行が信用取引に当たる負債勘定で取引を強いては資産額を増大させてきたもので、他方、民間金融機関が日本銀行の当座預金口座から資金を引き出すにも日本銀行の資産勘定でいう流動資産項目に当たる資金が十分に準備されていない状況で、更に当座預金口座の管理手数料としてマイナス金利が導入された経過であるから、

公正取引委員会内での第一段階の調査・特定年月日A付け特定記号番号は、公正取引委員会に課せられた社会的責務に基づき公益上の観点で判断すれば、明らかに独占禁止法2条9項一般指定14項違反、同法19条違反が思料される法的関係を保有個人情報開示請求を通じて恣意的に情報開示せずに、実質的に隠ぺい行為に当たる作為的な保有個人情報を「申告を受け付けた記録」とする目的をもって利用し続けることなど本法の立法趣旨にも著しく性質を異とし社会正義に反して悪用されるので訂正ないし利用停止、消去されなければならない。

尚、日本銀行は、特定年月日A付け特定記号番号が請求人に告知され

る迄に、長期日本国債の購入方法の変更について検討している旨を既に広報しているが、特定年月日F付け特定新聞朝刊3面では「マイナス金利意義強調」と欺瞞し続け、独占禁止法2条9項一般指定14項違反、同法19条違反が黙認され続ける現状であるから、公正取引委員会は本来課せられた社会的使命を改めて再確認した上で、国際金融市場における公正かつ自由な競争を促進し、日本銀行の創意を発揮させ、国際金融市場における国内民間金融機関の事業活動を盛んにし、日本国内における雇用増大及び国民実所得水準を高め、以って一般消費者の利益を確保すると共に、国民経済の民主的で健全な発達を促進させる社会的責務に違反してはならず、明らかな独占禁止法2条9項一般指定14項違反・優越的地位の濫用については独占禁止法46条1項に基づく調査を進めるべき特段の事情であると補足し、また国際金融市場における各国中央銀行の各自国長期国債保有高と比較し、既に日本銀行は特定年月日C末時点で長期国債発行残高〇円に対して〇円相当であるから、国際金融市場において日本銀行による自国長期国債保有率は約〇%にも到達している特段の事情であるからこそ、財政法5条（公債発行及び借入れ制限）では「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない」基本制約につき将来的危険を顧慮して再考させるべきで、既にEU圏内の司法上の判断では、量的質的金融緩和政策に対する部分的違法も公表されている現状であるから、国際社会における独占禁止法違反の法的取扱いにおいても特段の相違は生じ得ず、遅かれ早かれ国際決済銀行（BIS）による勧告に至る状況下で、国際社会に通報してある旨この場を借りて申し添えさせて頂く限りであり、当然、特定年月日G付け第〇回公文書管理委員会議事「2. 公文書監察室の活動報告等について」配布資料ではすべて情報開示されているが、被監査部署「各行政機関〇部署のうち〇部署（〇%）が問題点等を指摘されている」現状は広く公表されているが、（内部）監査対象はあくまで現に行政文書を作成・取得した行政機関を対象としている現状では、法律上作成すべき行政文書を作成していない各行政機関での公文書管理に関する現状は極めて深刻であると謂われている中で、既に担当委員・特定審議官の意見において、「各文書管理者が自己点検をしまして、総括文書管理者への報告その時点においては、例えば当該課あるいは室において特に改善を要する事項がないと申告いたしましても、その後、当該行政機関の部局が実際に監査を行ってみますと、必ずしも適当ではない例が、当該行政機関の内部監査で判明した例がある」旨摘示されており、公開された上記議事2議事録に記載された特段の経過を繰り返させる法運用は明らかな法的矛盾があると申告する。

(結論)

公正取引委員会内での第一段階の調査・特定年月日A付け特定記号番号は、公正取引委員会に課せられた社会的責務に基づき公益上の観点で判断されれば、明らかに独占禁止法2条9項一般指定14項違反、同法19条違反が思料される法的関係を保有個人情報開示請求を通じ恣意的に情報開示せず、実質的に隠ぺい行為しては、作為的保有個人情報を「申告を受け付けた記録」とする目的をもって利用すること本法の立法趣旨と性質を異にし社会正義に反して悪用されるので、本件保有個人情報に関する各決定には、請求人による疎明資料等に基づく各請求の理由に対する対等な理由が付されていない点につき、明らかに合理的理由はなく、客観的事実と異なる点につき、明らかに保有個人情報の利用に関して開示請求人本人の利益だけではなく、現在及び将来的にも個人情報を管理する行政における社会法益にも著しい矛盾が生じる処分は審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れないから、日本国憲法13条に基づく幸福追求権に該当する「知る権利」及び「正す権利」を侵害した違憲行為は法的に無効と抗議せざるを得ない所以である。

(2) 意見書

下記のとおり請求人（審査請求人を指す。以下同じ。）は令和3年（行個）諮問第117号・第118号における諮問庁・各理由説明書（下記第3を指す。）に反論する。

ア 本件不訂正処分の違法性について

第一に、形式的な判断として、

諮問庁・令和3年（行個）諮問第117号では、訂正対象とされるべき請求人（自己）を本人とする保有個人情報に関する「事実」に「評価・判断」は及ばない旨が主張された。

しかし、既に対象行政文書が法14条で開示される請求人（自己）を本人とする保有個人情報であることは顕著な事実であり、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報につき、その内容が事実ではないと思料するときに行うことができると規定されている法的関係についても相共に争いのない顕著な事実である。

司法上の裁判例では、まず本件訂正申立てと同様の法的関係にある民事訴訟法257条（更正決定）1項には「判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる」旨があり、その裁判例（東京地決平9・3・31判時1613・114）には「更正申立てに対して実体判断をした上でなされた却下決定についても、本条2項（旧194条3項）を類推し、即時抗告を認め

るのが相当である」と判示されており、司法手続きの選択においても、同法257条2項で「更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りではない」と法的に制限されたことには、日本国憲法32条で保障された「裁判を受ける権利」として不服申立権の行使において形式的な誤記の訂正だけでなく、実質的な事実誤認を是正する法的権利も容認した法的関係と解されるべきである。

以上のとおり、法27条1項所定の事由による訂正申立てについては、請求人（自己）を本人とする保有個人情報に関する「事実」の対象には、明らかな事実誤認や違法性のある誤記等も単なる評価・判断ではなく、元々、対象行政文書が保有個人情報として保護されるべき対象事実であるから、法27条1項所定の事由に基づく訂正申立ての対象となる。

第二に実質的な判断として、

また諮問庁・令和3年（行個）諮問第117号では、「訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①その部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でない判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある」と法的関係を認めており、請求人は、特定年月日B付け付審判請求状をもって日本銀行における量的質的金融緩和政策に付随して民間金融機関に対するマイナス金利政策により国債売買の取引を強制した優越的地位の濫用による独占禁止法違反を申告した特段の経緯である。

既に申告当時、参照資料・財務省理財局及び日本銀行による特定年月日C公開情報のとおり、日本政府・長期国債発行残高〇円に対し日本銀行・長期国債保有残高〇円相当であるから、国際金融市場で日本銀行による自国長期国債保有率は約〇%にも到達し、財政法5条（公債発行及び借入れ制限）基本制約につき将来的危険を顧慮して再考させるべき特段の事情であり、既にEU圏内の司法上の判断では、量的質的金融緩和政策に対する部分的違法も公表されている現状であり、国際社会における独占禁止法違反の法的取扱いに特段の相違は生じ得ないこと明白、遅かれ早かれ国際決済銀行（BIS）による特段の勧告に至る状況下にある現況において、日本銀行による量的質的金融緩和政策に付随する優越的地位の濫用という国民生活にも甚大な悪影響を及ぼす蓋然性が極めて高い事案は、公正取引委員会に付与された第一段階の調査権の行使として重要な判断

要件をも欠いた社会通念上著しく不合理であって且つ正義に反する公権力の濫用とは法的にも無効と謂わざるを得ず，改めて独占禁止法違反の第一調査段階における内部監査が形骸化した現状は公益上の観点に基づき法 27 条 1 項所定の事由をもって特定年月日 A 付け特定記号番号に関する誤った事実を是正すべく客観的な判断資料に基づき再考すべき要件があり，元々，独占禁止法 45 条 4 項では，「公正取引委員会は，この法律の規定に違反する事実又は独占的状态に該当する事実があると思料するときは，職権をもって適当な措置をとることができる」と規定されており，刑事訴訟法 239 条に規定された告発権の行使と法的要件は同義であるから，第一段階の調査権の行使とし原処分が社会通念上著しく不合理で且つ正義に反する公権力の濫用は法的にも無効と謂わざるを得ない違法性があり，日本国内だけでなく国際社会にも甚大な弊害を及ぼす事案であるから，請求人が自己を本人とする保有個人情報に関する原処分に対し日本国憲法 13 条で保障された「知る権利」だけではなく「正す権利」をも主張して抗議する所以である。

イ 本件不利用停止等処分の違法性について

前記と同様，形式的な判断として対象行政文書の前提となる事実が是正された場合は，その後の対象行政文書の利用目的は実質的に本来の目的と異なること明白であるから，請求人が自己を本人とする保有個人情報に関する原処分に対し日本国憲法 13 条で保障された「知る権利」だけではなく「正す権利」をも主張して抗議する所以である。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯等

(1) 独占禁止法に基づく申告

審査請求人は，特定年月日 B 付け「付審判請求状」により，公正取引委員会に対し，日本銀行の金融政策に関する新聞記事のみを根拠として，日本銀行は日本国内の金融機関に対しマイナス金利政策により国債売買の取引を強制しており当該行為が独占禁止法における優越的地位の濫用に該当する，との申告を行った。

これに対し，公正取引委員会は，優越的地位の濫用の要件に合致しないことから，独占禁止法上問題となるものではないと判断し，特定年月日 A 付け特定記号番号通知書にてその旨を通知した。

(2) 開示請求

審査請求人は，令和 3 年 3 月 9 日付け「保有個人情報開示請求書」により，上記 (1) に係る保有個人情報について開示請求した。請求内容は，「特定年月日 A 付け特定記号番号通知書に至る一切の行政文書 尚，

請求人が提出した特定年月日 B 付け付審判請求状も含めた開示請求内容」である。

これに対し、公正取引委員会は、①開示請求者から受領した資料、②端緒処理票（文書 1）及び③開示請求者からの報告に対する通知に係る決裁原議書（文書 2）を対象文書として特定し、令和 3 年 4 月 2 日に「開示請求者以外の個人に関する情報」及び「独占禁止法違反事件の審査業務に関し、正確な事実の把握を困難にし、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当する部分について不開示とする部分開示を決定し、同日付け公審第 207 号により開示請求者に通知した。

通知書の開示部分には、上記（1）の判断のとおり「・・・報告いただいた情報では、独占禁止法に違反する行為は認められず、措置は採りませんでした。なお、報告いただいた情報は、今後の事件処理の参考とさせていただきます。」と記載している。

（3）利用停止請求

審査請求人は、令和 3 年 4 月 18 日付け「保有個人情報に関する訂正申立、利用停止、消去請求書」により、上記（2）の開示部分のうち、独占禁止法に違反する行為は「認められず」というのは事実でなく、独占禁止法違反行為が存在するとして「認められる」に訂正されるべきであり、当該訂正が行われた場合、通知書に記載された審査請求人に関する保有個人情報が実質的に法的効力を有さないため、端緒処理票（文書 1 及び文書 2 中のもの）や報告者一覧表（文書 2 中のもの）に記載された審査請求人の個人情報には当然に利用停止されるべきである、として利用停止することを請求した。

これに対し、上記（2）で開示した保有個人情報は、公正取引委員会により適法に取得されたものであり、申告を受け付けた記録として利用するという目的の達成に必要な範囲を超えて保有されておらず、当該目的以外の目的のために利用されていないことから、法 36 条 1 項 1 号及び 2 号に該当せず、本件利用停止請求に理由があると認めることはできないため、令和 3 年 5 月 20 日に保有個人情報の利用停止をしない旨を決定し、同日付け公審第 314 号通知書にて、審査請求人に通知した。

なお、審査請求人は、当該請求書により「認められず」という開示部分についての訂正請求も行っているが、公正取引委員会は訂正をしない旨を決定し、公審第 313 号通知書にて、審査請求人に通知している。また、審査請求人は、令和 3 年 4 月 18 日付け「審査請求書」により、上記（2）の部分開示に対する審査請求も行っている。

（4）審査請求

上記（3）の利用停止をしない旨の決定に対し、審査請求人は、令和

3年5月23日付け「審査請求書」（上記第2の2（1）を指す。）により、審査請求した。

審査請求の理由は、以下のとおりである。

ア 公審第313号及び第314号の決定通知書に記載された理由では、いずれも、各請求の理由に対する対等な理由が付されていない。これらは、明らかに合理的理由のない処分であり、審理過程上の重大な欠陥があり、日本国憲法13条に基づく幸福追求権に該当する「知る権利」を侵害した違憲行為である。

イ 公審第313号及び第314号の決定通知書に記載された理由では、いずれも、各請求の理由に対する客観的な事実と異なる。これらは、明らかに、保有個人情報の利用に関して、審理過程上の重大な欠陥があり、日本国憲法13条に基づく幸福追求権に該当する「正す権利」を侵害した違憲行為である。

ウ 公審第313号及び第314号の決定の取消しを求め、公正取引委員会内での違法な行政の運営が是正されることを求める。

なお、上記理由のうち、「・・・いずれも、各請求の理由に対する対等な理由が付されていない。」、「・・・いずれも、各請求の理由に対する客観的な事実と異なる。」の部分について、審査請求人は、審査請求書において、訂正請求及び利用停止請求を行った理由として、上記の独占禁止法違反行為が存在すると思料されること、公正取引委員会は、保有個人情報の開示請求を通じて恣意的に情報開示をせず、実質的に隠ぺい行為に当たる作為的な保有個人情報を「申告を受け付けた記録」とする目的をもって利用し続けており、これにより、法の立法趣旨や社会正義に反して保有個人情報が悪用されるので、訂正及び利用停止されなければならない、と記載している。

2 前提となる事実

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不正な取引方法を用いること等を禁止しており（独占禁止法3条、19条ほか）、公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実等を検討し、これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。審査とは、事件についての違反行為の有無を明らかにするために行う一連の調査活動であるが、公正取引委員会が審査を開始するのは主に次のいずれかの方法で情報を入手したときであり、実際に審査開始のきっかけとして使用されたものを「端緒情報」と呼んでいる。

- ① 一般からの報告（以下「申告」といい、申告により入手した情報を以下「申告情報」という。）
- ② 課徴金減免制度に基づく違反行為者からの課徴金減免申請（所定の

手続を経たものに限る。)

③ 公正取引委員会自身による探知

このうち、①については、申告が書面によって具体的な事実を摘示して行われた場合には、公正取引委員会は、その事件について採った措置又は措置を採らなかったという結果について、申告者に速やかに通知することが義務付けられている（独占禁止法45条3項）。この際、申告情報の内容から、必要な調査をした上で（独占禁止法45条2項）、必要な補充調査をしても被疑事実があると思われない場合には、端緒不相当として処理されることになるが、実際の審査においては、これらの申告情報は蓄積され、後に寄せられた申告情報と突き合わせることで、端緒情報と評価されることがある。

これらの申告情報の扱いは、申告情報を整理した端緒処理票でもって処理方針を固めた後、処理と申告者に対する通知について決裁を取っている。

なお、令和元年度においては、公正取引委員会に提供された申告情報は3,193件となっており（「令和元年度 公正取引委員会年次報告」34頁）、端緒情報として申告情報が重要な役割を担っている。

これらの申告情報及びそれに関して公正取引委員会が作成した文書には、申告者の個人名や住所等の個人情報、申告の対象となっている事業者名、申告の内容、それに対する公正取引委員会の独占禁止法上の問題点の有無の検討や具体的対応等といった、公にすることにより公正取引委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものなど、法14条2号及び7号イに規定されている不開示情報が多く含まれているのが一般的である。

そして、申告情報に含まれる申告者の個人情報については、「申告を受け付けた記録」として、具体的には、①端緒処理票に当該申告内容の申告者として記録する、②通知書を発出する際の宛先として利用する、③過去に同一申告者から申告されているかを確認する、などのために利用され、申告情報を受け付ける担当部署において、厳重に管理され、当該情報へのアクセスは同部署の担当者が必要な範囲で行っており、申告情報の内容が公正取引委員会以外に持ち出されることもない。

3 本件の利用停止該当性について

(1) 法36条1項1号について（平成30年度（行個）答申第110号）

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

(2) 本件の保有個人情報について

ア 適法な取得（法36条1項1号）との関係

本件の保有個人情報は、独占禁止法45条1項の規定に基づき報告された独占禁止法違反被疑に係る情報に伴って取得されたものである。当該規定及び公正取引委員会の審査に関する規則29条の規定に基づき、①報告をする者の氏名又は名称及び住所、②独占禁止法の規定に違反すると思料する行為をしているもの又はしたものの氏名又は名称、並びに③独占禁止法の規定に違反すると思料する行為の具体的な態様、時期、場所その他の事実、を記載した申告を受け付けたもので、適法に取得したものである。

イ 保有の制限等（法3条2項）との関係

法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定しているところ、本件の保有個人情報を含め、申告情報は、独占禁止法に基づく審査の事務において「申告を受け付けた記録として利用」するために保有しており、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有しているものではない。

「申告を受け付けた記録として利用」とは、具体的には、①端緒処理票に当該申告内容の申告者として記録する、②通知書を発出する際の宛先として利用する、③過去に同一申告者から申告されているかを確認する、などのために利用している。

したがって、本件の保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有していない。

ウ 利用及び提供の制限（法8条）との関係

法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。（各号略）」としている。

本件の保有個人情報の利用及び提供の状況については、上記イのとおり、独占禁止法に基づく審査の事務において「申告を受け付けた記録として利用」するだけである。寄せられた申告情報（申告者の個人情報を含む。）の内容は、申告情報を受け付ける担当部署において、厳重に管理され、当該情報へのアクセスは同部署の担当者が必要な範囲で行っており、申告情報の内容が公正取引委員会以外に持ち出されることもなく、利用目的以外の目的のために利用又は提供されることもない。

エ 上記アないしウのとおり、本件の保有個人情報は、公正取引委員会において適法に取得されたものであり、独占禁止法に基づく審査に関する事務において、申告を受け付けた記録として利用するという利用目的の達成に必要な範囲を超えて、保有しているものではなく、また、利用目的以外の目的のために本件対象保有個人情報を利用又は提供したことはなく、公正取引委員会において、本件の保有個人情報について法8条1項及び2項の規定に違反するものではないものである。

4 結論

したがって、上記に述べるとおり、利用停止請求に対して処分庁が行った、利用停止をしない旨の決定（原処分）は妥当なものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年7月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月26日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和4年1月21日 審議
- ⑤ 同年2月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、審査請求書及び意見書（上記第2の2（1）及び（2））並びに別紙2によれば、本件対象保有個人情報中の端緒処理票及び報告者名簿のうち審査請求人事項部分の利用停止（消去。以下同じ。）を求めているものと解されるところ、処分庁は、令和3年4月2日付け公審第207号により開示した保有個人情報は、公正取引委員会により適法に取得されたものであり、申告を受け付けた記録として利用するという目的の達成に必要な範囲を超えて保有されておらず、当該目的以外の目的のために利用されていないことから、法36条1項1号及び2号に該当せず、本件利用停止請求に理由があると認めることはできないとして、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているが、諮問庁

は、原処分は妥当なものであるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定に違反して利用されているときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨をそれぞれ規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下検討する。

3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 審査請求人の主張は、上記第2の2のとおりである。

(2) 諮問書に添付された上記1掲記の公審第207号による開示実施文書（写し）について、当審査会において確認したところ、審査請求人の主張する端緒処理票（文書1及び文書2中のもの）には、審査請求人の申告内容について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づき処理した内容等の記載が、報告者名簿（文書2中の報告者一覧表）には、審査請求人の住所、職業、氏名、申告の受理年月日、件名等の情報が、それぞれ記載されており、審査請求人が特定年月日Hに独占禁止法45条1項の規定に基づき独占禁止法違反に係る情報を報告した結果、上記端緒処理票及び報告者名簿等が作成されたと認められる。

(3) 諮問庁は、上記第3の3（2）において、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報は、独占禁止法45条1項及び公正取引委員会の審査に関する規則29条の規定に基づき、①報告をする者の氏名又は名称及び住所、②独占禁止法の規定に違反すると思料する行為をしているもの又はしたものの氏名又は名称、並びに③独占禁止法の規定に違反すると思料する行為の具体的な態様、時期、場所その他の事実を記載した申告を受け付けたもので、適法に取得したものである。

イ 本件対象保有個人情報を含め、申告情報は、独占禁止法に基づく審査の事務において「申告を受け付けた記録として利用」するために保

有しており、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有しているものではない。「申告を受け付けた記録として利用」とは、具体的には、①端緒処理票に当該申告内容の申告者として記録する、②通知書を発出する際の宛先として利用する、③過去に同一申告者から申告されているかを確認する、などのために利用している。したがって、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有していない。

ウ 本件対象保有個人情報の利用及び提供の状況については、上記イのとおり、独占禁止法に基づく審査の事務において「申告を受け付けた記録として利用」するだけである。寄せられた申告情報（申告者の個人情報を含む。）の内容は、申告情報を受け付ける担当部署において、厳重に管理され、当該情報へのアクセスは同部署の担当者が必要な範囲で行っており、申告情報の内容が公正取引委員会以外に持ち出されることもなく、利用目的以外の目的のために利用又は提供されることもない。

(4) 上記(2)で認定した本件文書の作成の経緯等を踏まえると、上記(3)アないしウの諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

また、上記(3)イの保有状況につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、本件文書のうち、端緒処理票の保存期間は「公正取引委員会審査局管理企画課情報管理室 標準文書保存期間基準」により10年、報告者一覧表については「公正取引委員会審査局管理企画課 標準文書保存期間基準」により5年と定められており、保存期間中であるとのことであった。

そうすると、審査請求人において、上記(3)の諮問庁の説明を覆すに足りる具体的な根拠を示しているとはいえないことを併せ考えると、公正取引委員会において、本件対象保有個人情報を不適法に取得したり、法3条2項の規定に違反して保有し、又は法8条1項及び2項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用及び提供しているとは認められない。

(5) 以上によれば、本件対象保有個人情報の利用停止請求については、法38条の利用停止請求に理由があると認めるときに該当するということができない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法38

条の保有個人情報の利用停止をしなければならないときに該当しないとして利用不停止とした決定については、本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報の利用停止をしなければならないときに該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙 1

請求がなされた保有個人情報（特定年月日 A 付け特定記号番号通知書に至る一切の行政文書 尚，請求人が提出した特定年月日 B 付け付審判請求状も含めた開示請求内容）に該当する，保有する以下の保有個人情報（ただし，端緒処理票，報告者名簿のうち請求人事項部分に限る）

- （1）公正取引委員会が請求者から受領した資料
- （2）端緒処理票（文書 1）
- （3）請求者からの報告に対する通知に係る決裁原議書（文書 2）

別紙2 保有個人情報に関する訂正申立，利用停止，消去請求書の趣旨及び理由（添付資料は省略する。）

（訂正申立，利用停止，消去請求の趣旨）

令和3年4月2日付け公審第207号で情報開示されている公正取引委員会による第一段階の調査・特定年月日A付け特定記号番号に付随する請求人に関する一切の保有個人情報の訂正申立，利用停止，消去請求を求める趣旨。（但し，前記公審第207号による端緒処理票，報告者名簿のうち請求人事項部分に限る。）

※ 本法27条1項3号違反・同法36条1項1号違反に該当する箇所

「報告いただいた情報では，独占禁止法に違反する行為は認められず，措置は採りませんでした。なお，報告いただいた情報は，今後の事件処理の参考とさせていただきます」旨（特定年月日A付け特定記号番号部分）

（訂正申立，利用停止，消去請求の理由）

その理由は，あたかも請求人による独占禁止法2条9項一般指定14項違反，同法19条違反が確認できないかのよう装っては，既に日本銀行による一連の量的質的金融緩和政策に付随する日本銀行の自国長期国債保率は特定年月日C末日時点で長期日本国債発行残高〇%に至っており，本件独占禁止法違反の契約内容は，公知の事実である特定年月日D付け特定新聞夕刊一面によれば，「日本銀行は〇日の金融政策決定会合で，世の中に出回るお金の量を対象に金融政策を行う新たな「量的緩和」の導入を柱とした「量的・質的金融緩和」を行うことを決めた。日銀が国債などの多様な質の資産を積極的に買い入れることで資金供給量（マネタリーベース）を〇年間で〇倍に拡大し，〇%のインフレ（物価上昇率）目標達成を目指す。」とするものであったが，その後，特定年月日E付け特定新聞夕刊一面によれば，日本銀行は〇日の金融政策決定会合で，追加の金融緩和策を賛成多数で決めた。民間金融機関が日銀の当座預金に一定以上のお金を預けた時に金利がマイナスとなって手数料を払う「マイナス金利政策」を日銀として初めて導入する。〇月〇日から実施する。あらゆる金融政策を駆使し，デフレ脱却と景気の下支えを目指す方針を鮮明にした。」ものであり，民間金融機関の商慣習によれば，利潤最大化を図る経営方針が採られるものの，日本銀行と日本国内の民間金融機関における量的質的金融緩和政策に基づく国債売買は，通常，会計上の資産勘定間で相共に取引されるべき所，日本銀行が信用取引に当たる負債勘定で取引を強いては資産額を増大させてきたもので，他方，民間金融機関が日本銀行の当座預金口座から資金を引き出すにも日本銀行の資産勘定でいう流動資産項目に当たる資金が十分に準備されていない状況で，更に当座預金口座の管理手数料としてマイナス金利が導入された経過であるから，公正取引委員会内での第一段階の調査・特定年月日A付け特定記号番号は，公正取

引委員会に課せられた社会的責務に基づき公益上の観点で判断すれば、明らかに独占禁止法2条9項一般指定14項違反、同法19条違反が思料される法的関係を保有個人情報開示請求を通じて恣意的に情報開示せずに、実質的に隠ぺい行為に当たる作為的な保有個人情報を「申告を受け付けた記録」とする目的をもって利用し続けることなど本法の立法趣旨にも著しく性質を異とし社会正義に反して悪用されるので訂正ないし利用停止、消去されなければならない。

補足として

日本銀行は、特定年月日A付け特定記号番号が請求人に告知される迄に、長期日本国債の購入方法の変更について検討している旨を既に広報しているが、特定年月日F付け特定新聞朝刊3面では「マイナス金利意義強調」と欺瞞し続け、独占禁止法2条9項一般指定14項違反、同法19条違反が黙認され続ける現状であるから、公正取引委員会は本来課せられた社会的使命を改めて再確認した上で、国際金融市場における公正かつ自由な競争を促進し、日本銀行の創意を発揮させ、国際金融市場における国内民間金融機関の事業活動を盛んにし、日本国内における雇用増大及び国民実所得水準を高め、以って一般消費者の利益を確保すると共に、国民経済の民主的で健全な発達を促進させる社会的責務に違反してはならず、明らかな独占禁止法2条9項一般指定14項違反・優越的地位の濫用については独占禁止法46条1項に基づく調査を進めるべき特段の事情であると補足し、また国際金融市場における各国中央銀行の各自国長期国債保有高と比較し、既に日本銀行は特定年月日C末時点で長期国債発行残高〇円に対して〇円相当であるから、国際金融市場において日本銀行による自国長期国債保有率は約〇%にも到達している特段の事情であるからこそ、財政法5条（公債発行及び借入れ制限）では「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については日本銀行からこれを借り入れてはならない」基本制約につき将来的危険を顧慮して再考させるべきで、既にEU圏内の司法上の判断では、量的質的金融緩和政策に対する部分的違法も公表されている現状であるから、国際社会における独占禁止法違反の法的取扱いにおいても特段の相違は生じ得ず、遅かれかれ国際決済銀行（BIS）による勧告に至る状況下であり、請求人も国際社会に通報してある旨この場を借りて申し添えさせて頂く限りである。

（結論）

公正取引委員会内での第一段階の調査・特定年月日A付け特定記号番号は、公正取引委員会に課せられた社会的責務に基づき公益上の観点で判断すれば、明らかに独占禁止法2条9項一般指定14項違反、同法19条違反が思料される法的関係を保有個人情報開示請求を通じて恣意的に情報開示せずに、実質的に隠ぺい行為に当たる作為的な保有個人情報を「申告を受け付けた記

録」とする目的をもって利用し続けることなど本法の立法趣旨にも著しく性質を異とし社会正義に反して悪用されるので、訂正ないし利用停止，消去されなければならない。